（ガス事業会計規則の一部改正）

第二条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第1（第2条関係）

費用

款	項	備考
（略）	（略）	（略）
供給販売費		1・2　（略）
	（略）	（略）
	合成メタン等調達費相当金	申請ガス小売事業者（ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第二十条の三第二項に規定する申請ガス小売事業者をいう。）に払い渡した合成メタン等調達費相当金（同令第二十条の四第一項第四号に規定する合成メタン等調達費相当金をいう。）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第1（第2条関係）

費用

款	項	備考
（略）	（略）	（略）
供給販売費		1・2　（略）
	（略）	（略）
	バイオガス調達費	バイオガス調達時に一般的なガス調達費用より割高となる費用として他の事業者に対して支払つた額
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）